

【参考】 既に減免申請している方について
正式に決定する時期（下記表参照）までは、仮の決定として、減額した金額の引落とし、又は免除となります。

減額・免除の正式な決定時期

減免要件略称	減額・免除が正式に決定する時期	減免
生活保護	令和2年4月中旬～下旬以降	免除
中国残留邦人等	令和2年4月下旬以降	
就学援助	令和2年6月下旬～7月上旬頃以降	
就学奨励	令和2年7月上旬頃～7月中旬頃以降	
非課税等	令和2年6月中旬～下旬以降	
第2子 (第2子以降のみ減額)	令和2年4月中旬頃以降	減額 (1/2)
ひとり親医療費	令和2年4月中旬頃以降	